

佐伯市老人デイサービスセンターB型 「中川園」 重要事項説明
介護予防・日常生活支援総合事業 通所型いきいき支援事業

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大分県指定 第4470501232号)

(2025年04月01日)

当事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業 通所型いきいき支援事業の提供を行います。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたい事項等について次の通りご説明いたします。

1. 事業運営主体（法人名）

- ・法人名 社会福祉法人 双樹会
- ・法人所在地 大分県佐伯市大字池田1699番地の7
- ・電話・FAX 電話：0972-23-3000 FAX：0972-23-0330
- ・代表者氏名 理事長 長門 仁
- ・設立年月日 平成 9年 7月 23日

2. 事業所の概要

(1) 名称等

事業所の名称 及び種類	佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」 (介護予防・日常生活支援総合事業通所型いきいき支援事業)
事業所の所在地	〒876-0844 大分県佐伯市向島1丁目3番8号
管理者の氏名	管理者 若狭 秀典
電話・FAX	電話：0972-23-3064 FAX：0972-23-3072
事業所指定番号	第4470501232号
通常の事業実施地域	佐伯市
事業所の目的	指定通所介護サービスは、介護保険法に従い、ご利用者様がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスの提供を行います。
事業所の基本方針	ご利用者様が居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の機能訓練を行うことで、ご利用者様の心身機能の向上・自立支援を基本方針とします。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日・水曜日・木曜日・土曜日の4日間を営業日とします。また、12月31日から1月3日を年末年始休業
-----	--

	日とします。
営業時間	8:30～17:30
提供時間	12:30～15:30 (3時間00分) 自費 9:30～12:30

(3) 職員の配置状況

管理者	1名	介護職員	7名
生活相談員	2名	機能訓練指導員	2名 (看護職員兼務)
看護職員	2名		

(4) 設備の概要

定員	35名	(その他の設備)
食堂、機能訓練室	171.26㎡	サービスステーション
浴室、脱衣室	108.68㎡	洗濯、汚物、リネン室
静養室	21.47㎡	送迎車両

3 事業所が提供するサービス内容と利用料金

(1) サービス内容

種類	内容
通所型いきいき支援事業	生活不活発になる可能性のある対象者等に対し、通所型の事業所において、社会参加へのきっかけづくりを目的としたサービスを実施する。

※担当のサービス提供責任者が、利用者の直面している課題等を評価し、ケアプランに沿ってサービス計画書を作成し、同意を得てサービスが実施されます。

～基本的スケジュール～

- ① 送迎
- ② バイタルチェック
- ③ 入浴 (希望者)
- ④ 個別レクリエーション
- ⑤ 嚥下体操
- ⑥ 昼食
- ⑦ 口腔ケア
- ⑧ 機能訓練
- ⑨ 集団レクリエーション
- ⑩ おやつ
- ⑪ 送迎

※①～⑦に関しては自費利用者対象で、⑧～⑩がいきいき支援事業となります。

(2) サービス利用料金

お支払いいただく各サービス利用料（法定代理受領分：1割.2割.3割負担）は、別紙のとおりです。ただし、制度改正等により変更を生じることが在ります。

～ご利用料金のお支払方法～

ご利用いただきました利用料金は1か月ごとに計算し、請求いたしますので翌月20日までにお支払い下さい。お支払い方法は、銀行振込み、指定口座引き落とし、現金支払いの中から選んで下さい。

○金融機関からの引き落とし

ご利用できる金融機関 大分銀行佐伯支店
職員にご相談下さい。書類による手続きが必要となります。

○銀行振込み

下記指定口座へ振り込み下さい。なお、この場合の手数料は利用者様負担となります。

指定銀行：大分銀行 佐伯支店／普通預金

口座番号：5414200

名 義：佐伯市老人デイサービスセンターB型 中川園 理事長 長門仁
ご利用の場合には、職員にご相談下さい。

○現金納付

施設窓口で現金でお支払下さい。また、送迎時に職員に渡して
いただいても結構です。（この場合、領収書は後日となります）

4 解約権

ご利用者様は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、契約を解約していただくこととなります。

- ① 事業者が解散した場合、破産した場合また止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者様に対するサービスの提供が不可能となった場合。
- ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。
- ④ 契約が終了した場合。
- ⑤ ご利用者から解約の申し出があった場合。
- ⑥ 事業者から解約の申し出を行った場合
- ⑦ その他、ご利用者様の身体状況等の変化により事業所でのサービス提供ができ

なくなった場合等

5 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者の身体に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせによる、医師、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な処置を講じます。

医師 (協力病院)	氏名	長門記念病院 総院長 後藤陽一郎
	連絡先	0972-24-3000
ご家族 (緊急連絡先)	氏名 (続柄)	
	連絡先	
担当医師 (緊急連絡先)	医療機関名	
	連絡先	

6 非常災害対策

非常時の対応	従業者により、ご利用者の避難等の措置を講じます。
防災計画	施設の防災計画に準じて計画書の作成を行います。
防災設備	定期的に防災設備の点検を実施します。
防災訓練	防災（避難）訓練の実施を行います。
ご利用者の協力（お願い）	事業所では設備点検や防災訓練等を実施しますので、可能な限りのご協力をお願いします。また、火気の取り扱い等につきましては、職員の指示を厳守して下さい。

7 サービス内容に関する苦情、相談

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

- 当事業所における 受付窓口（責任者）管理者 若狭 秀典
（担当者）生活相談員 濱崎 紀子
電話番号 0972-23-3064
- 窓口受付 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
- 公的機関でも、次の窓口で受け付けます。

佐伯市役所 介護保険係	佐伯市中村南町1番1号 電話 0972-22-3117
----------------	--------------------------------

佐伯市地域包括
支援センター

佐伯市向島1丁目3番8号
電話 0972-23-1632

年 月 日

介護予防・日常支援総合事業 通所型いきいき支援事業の提供の開始に当たり、ご利用者に対して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 佐伯市大字池田1699番地の7
社会福祉法人 双樹会

説明者 ㊟

本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・日常支援総合事業 通所型いきいき支援事業サービスの提供開始に同意します。

年 月 日

ご利用者様 住 所

氏 名 ㊟

利用者代理人 住 所

氏 名 ㊟

介護予防・日常生活支援総合事業利用料金一覧表
佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」

通所型サービスC ころばん事業

(令和07年4月01日～)

【基本料金】

利用回数	基本単位(金額)		
	1割負担	2割負担	3割負担
週1回	1,300円	2,600円	3,900円
週2回	2,600円	5,200円	7,800円
送迎加算	利用者負担なし	利用者負担なし	利用者負担なし
中山間地域に居住する者の送迎加算	利用者負担なし	利用者負担なし	利用者負担なし

【事業実施曜日】

- 通所型ころばん事業 : 火曜日・金曜日の午前と午後

訪問型サービスC ころばん訪問事業

利用料	利用者負担はありません。
実施頻度	必要時(初回に必ず1回は実施します)

【内 容】

ころばん事業に関わっているセラピストがご自宅へ伺い、生活における課題を確認させて頂き、環境整備や動作確認を行います。

介護予防・日常生活支援総合事業利用料金一覧表
佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」

通所型元気アップ事業、通所型いきいき支援事業

(令和 07 年 04 月 01 日～)

【基本料金】

利用回数	基本単位(金額)		
	1割負担	2割負担	3割負担
週1回利用・要支援1	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月
サービス提供体制強化1	88円/月	176円/月	264円/月
週2回利用・要支援2	3,621円/月	7,242円/月	10,863円/月
サービス提供体制強化1	176円/月	352円/月	528円/月

※事業対象者：利用回数

【事業実施曜日】

- 元気アップ事業： 月曜 水曜 木曜
- いきいき支援事業：月曜 水曜 木曜 土曜

【加算】(1割負担時)

算定 サービス提供体制強化1	上記表参照	介護職員の介護福祉士の割合(70%以上) 10年以上の介護福祉士が25%以上
算定 科学的介護推進体制加算	40円/月	事業所のケアの質向上のため、利用者情報を国に提供
算定 介護職員等処遇改善加算1	9.2%/月	月の利用単位数×9.2%

【保険外利用】

	各種利用料金	実施曜日
1日自費利用料	1,040円	月曜日・水曜日・木曜日・土曜日
半日自費利用料	520円	
入浴料	500円	

食 事 料	5 5 0 円	
お や つ 代	6 0 円	1 回 分 (午 後 ~ 利 用 の 方 の み)
材 料 費	1 0 0 円	1 月 当 た り

自費利用を希望される場合】

- ・通所型ころばん事業は、午前と午後に事業を実施している為、同日の自費利用は対応できかねます。その他の曜日であれば可能です。
- ・通所型元気アップ事業といきいき支援事業は、午後から事業を実施している為、同日の自費利用とその他の曜日の自費利用、共に利用可能です(必要性に応じて)。